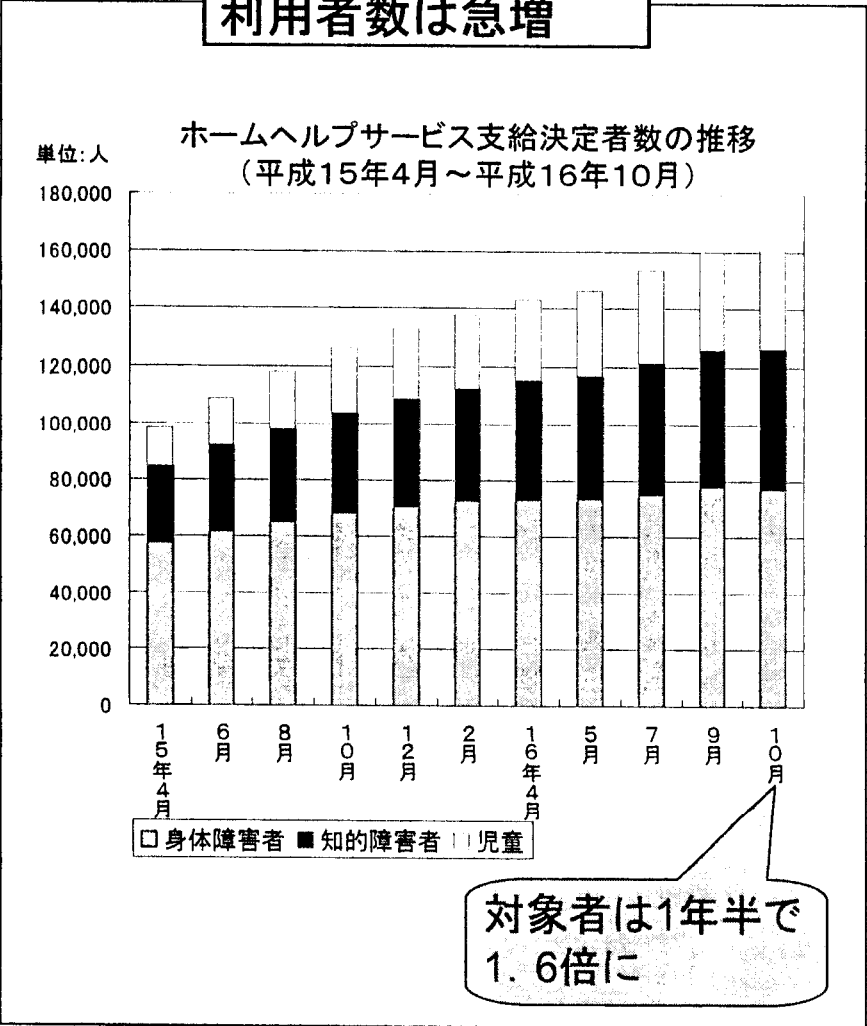


# 障害者自立支援法案に ついて

厚生労働省

# 今なぜ改革が必要なのか(1)

**支援費制度施行後、  
利用者数は急増**



**障害種別間の格差は大きく、  
未実施市町村も多数**

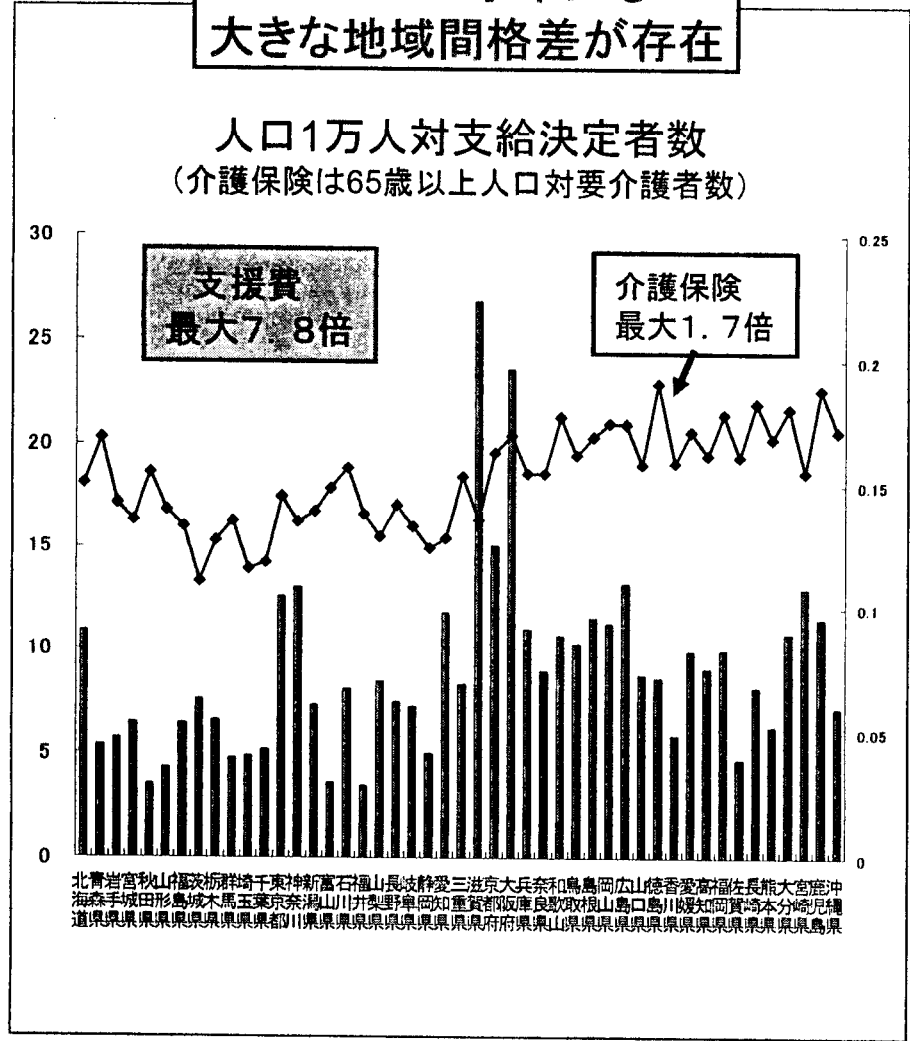
ホームヘルプサービス実施市町村数

	14年3月	15年4月	16年3月
身体障害者 ホームヘルプ	2,283 (72%)	2,328 (73%)	2,447 (78%)
知的障害者 ホームヘルプ	986 (30%)	1,498 (47%)	1,780 (56%)
精神障害者 ホームヘルプ	—	1,231 (39%)	1,671 (53%)

精神障害者は  
支援費制度の対象外

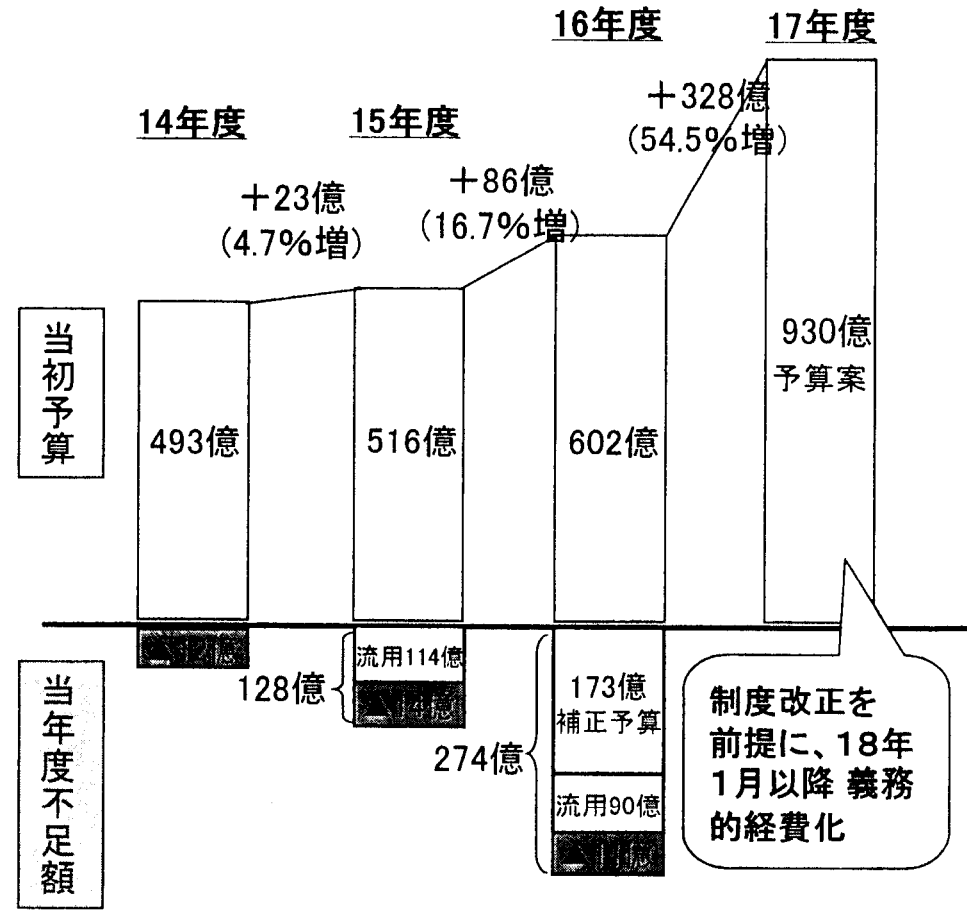
# 今なぜ改革が必要なのか(2)

サービス水準にも  
大きな地域間格差が存在



## 在宅サービス予算の状況

単位:円



皆で支え合い、サービス量を増やしていくことが必要

(障害福祉サービスの予算 3,738億円(平成17年度予算)→4,143億円(平成18年度概算要求) +10.8%増)

# 「障害者自立支援法案」はこんな法案です

## 法案による改革

### 障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

### 利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

### 就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

### 支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

### 安定的な財源の確保

現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

## 法案が通らなければ

### 利用者にとって…

- 新たな利用者のサービス利用が困難になるおそれ。
- 精神障害者は支援費制度の対象外のまま。
- 大きな地域間格差はそのまま。
- ニーズに合ったサービスが受けられない状態が続く。
  - ・特に、就労支援が進まない。

### 事業者にとって…

- 事業の将来的な見通しが立たない。
  - ・新規計画が立てられない
  - ・小規模作業所の法定施設への転換ができない
- 法人要件の緩和、施設基準の緩和が図られず、NPOの参入、既存の社会資源(空き店舗等)の活用が図られない。
- 財源が不安定なままであり、報酬額の見直しに影響。

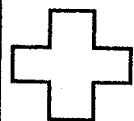
### 地方自治体にとって…

- 財政不安を抱えたままとなり、事業(福祉サービス、公費負担医療)が安定的に実施できない。
- 義務的経費化ができないことに伴い、大きな超過負担が生ずる可能性。
  - ・17年度 約190億円
  - ・18年度 約550億円 (国費ベース)
- 支給決定について、透明、明確なルールや手続きがないまま。

# 利用者負担への配慮(福祉サービス)

## 原則

サービス費用の1割(定率負担)  
↓  
所得段階に応じた月額上限



食費、光熱水費  
(実費負担)

## 考え方

新たなサービス利用者が急速に増えている中で、今後さらにサービス量を拡大していくための費用を、障害のある方も含め、皆で支え合う

しかしながら...

生まれついて障害のある方など稼働機会が少なく負担能力の乏しい方への一層の配慮

これに加えて、

## 負担に係る配慮措置

- 月額上限は、税制や医療保険で「被扶養者」とならない限り、障害者とその配偶者の所得で適用。
- 障害年金以外にほとんど収入・資産のない方に特別に配慮。
  - ・ 入所施設、グループホーム利用者 ⇒ 月収6.6万円以下の方は定率負担をゼロとし、食費等の負担のみに。
  - ・ 地域で暮らす方(ホームヘルプ、通所利用者) ⇒ 社会福祉法人が減免することにより、月額上限を半分に。
  - ・ これらの措置を講じても生活保護となる場合 ⇒ 生活保護にならない額にまで減額。
- 食費、光熱水費についても、低所得者(市町村民税非課税世帯)は軽減。

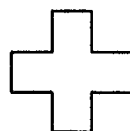
## 利用者負担への配慮(公費負担医療)

### 考え方

医療費に着目した定率負担(精神通院)と、所得に着目した負担(更生医療・育成医療)を、制度間の負担の均衡、制度運営の安定性の確保等の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに見直し。(対象となる疾病の範囲は従来どおり。)

### 原則

医療費の1割(定率負担)  
↓  
所得段階に応じて月額上限を設定



入院時(更生・育成)の食費  
(標準負担額)

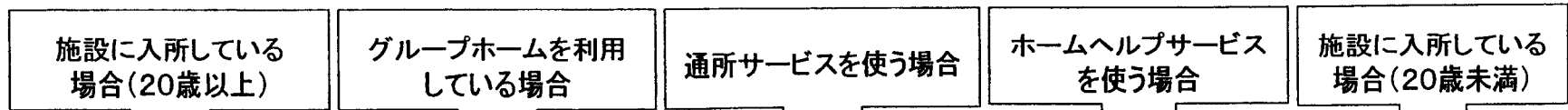
低所得者への月額上限に加え、

### 負担に係る配慮措置

- 低所得者(住民税非課税世帯)以外の方についても、継続的に相当額の医療費負担が発生する(「重度かつ継続」)場合には、月の負担額に上限を設定。
- 育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、医療機関窓口における支払額について激変緩和の経過措置を設定。



## あなたの利用者負担はこうなります(福祉サービス)



サービスについての費用

① 原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

負担には月額上限額が設定されます

一般	40,200円
低所得2	24,600円
低所得1	15,000円
生活保護	0円

市町村民税非課税世帯

- 一般・市町村民税課税世帯
- 低所得2・市町村民税非課税世帯 (世帯3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
- 低所得1・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

☆所得を判断する「世帯」の範囲について  
原則は同じ世帯に属する方の状況で判断しますが、あなたが税制と医療保険で「被扶養者」でなければ、あなたと配偶者の収入とすることもできます。

② 同じ世帯で他にも障害福祉サービス、介護保険のサービスを受けている方がいれば、その合算額が①を超えないように負担額を軽減します。

③ さらに、収入に応じて個別に減免します(資産が350万円以下の方)。

- ・収入が6.6万円までなら負担は0円です。
- ・収入が6.6万円を超えても、超えた収入の半分を上限額とします。
- ・さらに、6.6万円を超えた収入が年金や工賃等の収入であれば、超えた分の15%を上限額とします(グループホーム入居の方)。

④ さらに、社会福祉法人の提供するサービスを受ける場合については、①の上限額を半額にします(資産が350万円以下の方等)。

- ・低所得1: 15,000円→7,500円
- ・低所得2: 24,600円→12,300円 (通所サービスを利用する場合 24,600円→7,500円)

⑤ さらに、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。

⑥ 収入が低い場合は・・・サービスの利用者負担と食費等実費負担をしても、少なくとも2.5万円が手元に残るよう、実費負担額の上限額を設定します。

※ 従前からグループホームでの食費等は自己負担していただいておりますが、通所サービスを利用された場合は、⑦の減額措置が適用されます。

⑦ あなたの世帯の所得が低い場合は・・・食費負担額を3分の1に減額します(月22日利用の場合5,100円程度の負担)。

⑧ 保護者の方の収入に応じて・・・地域で子どもを養育する世帯において通常かかる程度の負担となるよう、実費負担額の上限額を設定します。

負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本とし、国民全体で制度を支えることとしますが、併せてきめ細やかな軽減措置を講じます。

食費・光熱水費  
実費全額の自己負担を原則としますが、各種の軽減措置を講じます。